

5類移行に伴う主な事業等の取扱いについて

令和5年5月2日(火)で廃止する事業

事業名称	事業概要	対応	問合せ先
自宅療養者への生活支援物資の配送	新型コロナウイルス陽性者及び同居家族等が、安心して自宅での療養生活を送れるよう、必要に応じて生活支援物資の配布	廃止	健康福祉部健康増進課 (三木市総合保健福祉センター内) 健康政策係 電話：0794-86-0900 FAX：0794-86-0904

令和5年5月8日(月)以降も継続する事業

事業名称	事業概要	対応	問合せ先
三木市コロナ自宅療養者等相談ダイヤル (相談ダイヤル：0794-86-1056)	療養推奨期間の啓発、感染予防対策の啓発、相談窓口の紹介、医療情報の情報提供など	継続 (当面の間)	健康福祉部健康増進課 (三木市総合保健福祉センター内) 健康政策係 電話：0794-86-0900 FAX：0794-86-0904
パルスオキシメーターの貸出	医療機関を受診し、医師が必要と認めた場合は貸出対応の対象とする。 配送方法は、原則郵送(レターパック)とする。	継続 (当面の間)	健康福祉部健康増進課 (三木市総合保健福祉センター内) 健康政策係 電話：0794-86-0900 FAX：0794-86-0904